

## 教育課程及び学習成果に係る質保証についての相互協力に関する申合せ

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下「機構」という。）と一般社団法人日本技術者教育認定機構（以下「JABEE」という。）は、それぞれの教育課程及び学習成果に係る質保証の基準並びに実施方法について双方確認を行い、大学における内部質保証に対する社会的信頼の一層の向上を図り、日本の高等教育の質の向上に寄与することを目的として、以下のとおり申し合わせる。

### 1. 情報の共有

機構及びJABEEは、必要な情報の共有のために、双方の組織としての定められた範囲内で誠意をもって対応するものとする。

### 2. 評価基準等の変更

機構及びJABEEは、本申し合わせ締結時からいずれかの法的、国際条約上の地位等に著しい変更があった場合、あるいはいずれかの評価基準等に同様の変更等を行った場合には、遅滞なく相手に通知するものとする。

### 3. 有効期間

本申し合わせの有効期間は、2019年4月1日から1年間とし、双方どちらからも更新しない旨の申出がない場合は、自動的に更新するものとする。

本申し合わせ締結の証として本書2通を作成し、それぞれが記名捺印の上、各1通を保有する。

2019年 3月 8日

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構

機構長 福田 秀樹



一般社団法人日本技術者教育認定機構

会長 有信 睦弘

